

事 務 連 絡  
令和7年1月15日

教職課程を置く各国公私立大学担当課 御中

文部科学省総合教育政策局地域学習推進課

地方分権改革に関する令和6年の地方からの提案等に関する対応方針  
を踏まえた学校図書館司書教諭講習相当科目の教職課程における取扱いについて

学校図書館司書教諭講習規程(昭和29年文部省令第21号)第3条第2項に基づき、同条第1項に規定する学校図書館司書教諭講習科目の単位に相当するものとして文部科学大臣が認めたもの(以下、「司書教諭講習相当科目」という。)の実施に当たっては、日頃より御尽力いただき誠にありがとうございます。

この度、別添のとおり、地方分権改革に関する「令和6年の地方からの提案等に関する対応方針」(以下、「対応方針」という。)が、令和6年12月24日付で閣議決定されましたので、お知らせします。

本対応方針においては、司書教諭として発令される教諭等の業務負担の軽減及び地方公共団体における柔軟な人事配置に資するよう、司書教諭講習修了者の増加を図るため、司書教諭講習相当科目を教職課程の選択科目として取り入れるなどの対応が求められています。

ついでには、司書教諭講習相当科目の設定に当たっては、本対応方針の趣旨を御理解の上、教職を希望する学生が修得しやすくなるよう、教職課程の「大学が独自に設定する科目」に組み込むなど、積極的な検討をいただくようお願いします。

なお、一部の自治体では、採用選考において司書教諭講習修了者に加点制度等を設定している場合がありますので、参考までに申し添えます。

**【別添資料】**

○令和6年の地方からの提案等に関する対応方針(抜粋)ほか

**【参考】**

○令和6年の地方からの提案等に関する対応方針(令和6年12月24日閣議決定)

[https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/doc/r06/k.tb\\_r6\\_honbun\\_1.pdf](https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/doc/r06/k.tb_r6_honbun_1.pdf)

【本件連絡先】

文部科学省総合教育政策局地域学習推進課

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

TEL:03-5253-4111(内線 2962)

E-mail: shisyokyouyu@mext.go.jp

## 令和6年の地方からの提案等に関する対応方針(抜粋)

(令和6年12月24日 閣議決定)

## 1 基本的考え方

地方分権改革については、これまでの成果を基盤とし、地方の発意に根ざした新たな取組を推進することとして、平成26年から地方分権改革に関する「提案募集方式」を導入した(「地方分権改革に関する提案募集の実施方針」(平成26年4月30日地方分権改革推進本部決定))。

令和6年の取組としては、提案が出されて以降、これまで、地方分権改革有識者会議、提案募集検討専門部会等で議論を重ねてきた。

地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるものであり、地方創生における極めて重要なテーマであることを踏まえ、以下のとおり、地方公共団体への事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し等を推進する。

(略)

## 4 義務付け・枠付けの見直し等

## 【文部科学省】

## (12)学校図書館法(昭28法185)

司書教諭(5条)については、業務負担の軽減及び地方公共団体における柔軟な人事配置に資するよう、司書教諭講習修了者の増加を図るため、以下の措置を講ずる。

・司書教諭講習については、オンライン及びオンデマンドを活用し、実施時期について柔軟な対応を検討するよう、大学及び地方公共団体に令和6年度中に通知する。

・司書教諭講習相当科目を大学の教職課程において選択科目として取り入れるよう、大学に令和6年度中に協力要請を行う。

・司書教諭講習修了者が特定の教科の教諭に偏らないよう、多様な教科における学校図書館の活用事例について、地方公共団体に令和6年度中に周知する。

# 司書教諭について

(参考)

## 【学校図書館法】

(司書教諭)

- 第5条 学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、**司書教諭を置かなければならない。**
- 2 前項の司書教諭は、主幹教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。)、指導教諭又は**教諭**(以下この項において「主幹教諭等」という。)**をもって充てる。**この場合において、当該主幹教諭等は、司書教諭の講習を修了した者でなければならない。
- 3 前項に規定する**司書教諭の講習は、大学その他の教育機関が文部科学大臣の委嘱を受けて行う。**

## 【司書教諭の主な業務と配置状況】

「学校図書館の現状に関する調査」より (令和2年5月1日現在)

	業務内容		小学校	中学校	高等学校
司書教諭	○学校図書館を活用した教育活動の企画 ・学校図書館活用の全体計画の作成 ・教育課程の編成に関する他教員への助言	合計	69.9%	63.0%	81.4%
		12学級以上	99.2%	96.9%	93.2%
		11学級以下	30.5%	31.3%	34.8%

## 【司書教諭の養成】

	条件	資格付与等根拠	科目について	備考
司書教諭	「司書教諭の講習を修了した者」 (学校図書館法第5条)	学校図書館司書教諭講習規程 (平成10年改正)	5科目10単位(各科目2単位) ・学校経営と学校図書館 ・学校図書館メディアの構成 ・学習指導と学校図書館 ・読書と豊かな人間性 ・情報メディアの活用	司書教諭講習相当科目を大学にて修得し、その科目の単位を講習の単位に充てることができる。

# 令和6年度 地方分権改革に関する提案について

## 提案事項(提案団体)

司書教諭の設置義務の緩和(八王子市)

## 令和6年の地方からの提案等に関する対応方針【令和6年12月24日閣議決定】

### (12) 学校図書館法(昭28法185)

司書教諭(5条)については、業務負担の軽減及び地方公共団体における柔軟な人事配置に資するよう、司書教諭講習修了者の増加を図るため、以下の措置を講ずる。

- ・ 司書教諭講習については、オンライン及びオンデマンドを活用し、実施時期について柔軟な対応を検討するよう、大学及び地方公共団体に令和6年度中に通知する。
- ・ 司書教諭講習相当科目を大学の教職課程において選択科目として取り入れるよう、大学に令和6年度中に協力要請を行う。
- ・ 司書教諭講習修了者が特定の教科の教諭に偏らないよう、多様な教科における学校図書館の活用事例について、地方公共団体に令和6年度中に周知する。

# 司書教諭資格所有者への採用選考における加点等の例

司書教諭は12学級以上の学校で必置とされているため、採用選考において、資格所有者への加点等を行う自治体がある。

## 栃木県教育委員会の例

司書教諭資格所有者に加点制度あり（令和7年度栃木県公立学校新規採用教員選考要項より）

「加点制度について」

（2）申請資格

キ 小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校の志願者で、**学校図書館司書教諭の資格を有する者。**

（4）加点の内容

（2）のイ～キにおいて、書類審査の結果対象となった者には、**第1次試験の専門科目の得点に5点を加点する。**

## 山口県教育委員会の例

採用選考に当たっての**考慮事項の1つとして、司書教諭の資格所有者**（講習の修了証書所有又は取得見込み）が含まれている。

（令和7年度山口県公立学校教員採用候補者選考試験実施要項より）